

従業員の方の個人住民税は特別徴収で収めましょう

特別徴収は、法令で事業主に義務付けられています。パート・アルバイト、役員等を含むすべての従業員が特別徴収の対象です。

個人住民税の特別徴収とは

事業主の方（給与支払者）が従業員の方（納税義務者）に代わり、毎月の給与から個人住民税を差し引き、従業員が居住する市町村に納入していただく制度です。

地方税法第321条の4及び各市町村の条例の規定により、原則として、所得税を源泉徴収している事業主は、特別徴収義務者として従業員の個人住民税を特別徴収しなければならないとされています。

※ 個人住民税とは、個人道民税と個人市町村民税を合わせたもので、1月1日現在お住いの市町村で課税、徴収される税金です。

事業主の皆さまは個人住民税の税額を計算する手間はかかりません

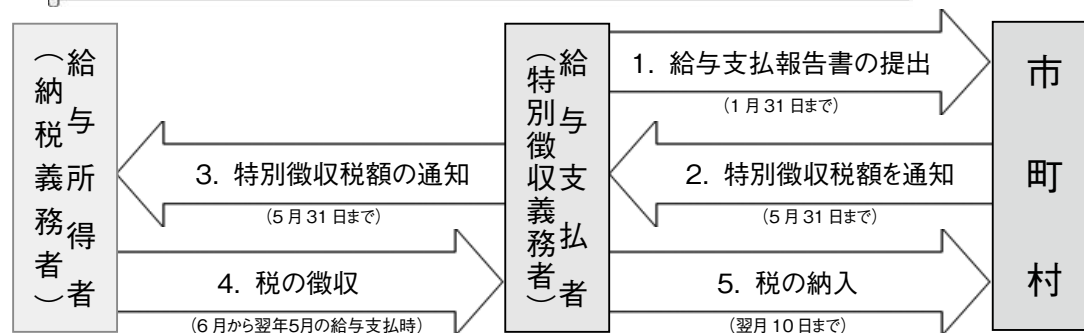
個人住民税の税額計算は市町村が行いますので、所得税のように事業主が税額を計算したり、年末調整する手間はかかりません。市町村が給与支払報告書等に基づき税額計算を行い、各給与支払者へ住民税を通知しますので、給与支払の際にその税額を特別徴収（天引き）し、各市町村へ納めていただくことになります。

従業員の皆さまにとって大変便利な制度です

各従業員の皆さまが、納付のために金融機関や市町村窓口に向く手間を省くことができるとともに、納め忘れの心配もなくなります。

年12回に分けて徴収（天引き）されるので、年4回（市町村により異なります）納付書により納める場合に比べて1回あたりの負担額が少なくて済みます。

個人住民税の特別徴収の方法による納税のしくみ



1. 毎年1月末までに、給与支払者が従業員の住所地の市町村へ給与支払報告書を提出します。
2. 毎年5月末までに、市町村が給与支払者に特別徴収の税額を通知します。
3. 毎年5月末までに、市町村が給与支払者を經由して給与所得者に特別徴収の税額を通知します。
4. 6月以降の給料日に、給与支払者が給与所得者の給与から個人住民税を徴収（天引き）します。
5. 毎月10日までに、給与支払者が徴収した個人住民税を市町村に納入します。

※従業員が常時10人未満の場合、申請により年2回の納期にすることもできます。

個人住民税の特別徴収に関するQ&Aについては、豊頃町ホームページをご確認ください。



所得税および復興特別所得税の予定納税（第2期分）の納税をお忘れなく

所得税および復興特別所得税の予定納税（第2期分）

納付期間 令和6年11月1日（金）～12月2日（月）

※土・日・祝日は、金融機関および税務署の窓口での納付はできませんので、ご注意ください。
※災害等により、予定納税額の納期限が延長された場合は異なります。詳しくは税務署にお尋ねください。

問合せ先

十勝池田税務署
☎572・2171

予定納税とは	納税する額
前年分の所得金額や税額などを基に計算した予定納税基準額が15万円以上となる場合には、原則、この予定納税基準額の3分の1相当額をそれぞれ7月（第1期分）と11月（第2期分）に納めることとなっています。この制度を「予定納税」といいます。	予定納税が必要な方には、6月中旬に税務署から「令和6年分所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書」が送付されています。この通知書に記載された「第2期分」の金額が納税する額です。 なお、特別農業所得者の方の予定納税額については、予定納税基準額の2分の1の金額を、第2期分として1回のみ納付することとされており、第2期分の金額から定額減税額に相当する金額（予定納税特別控除額）（3万円）を差し引いた金額となります。 また、令和5年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告において、予定納税額の通知書の「電子交付」を希望した方については、予定納税額の通知書を書面の送付に代えてe-Taxにより通知します。※「予定納税等通知書の電子交付」については国税庁HP（ https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0022005-025.pdf ）に掲載しています。
予定納税額の減額申請	
廃業、休業または業況不振などの理由で、令和6年10月31日（木）の現況による令和6年分の「申告納税見積額（年間所得や所得控除などを見積もって計算した税額）」が、税務署から通知されている「予定納税基準額」よりも少なくなると見込まれる場合等は、予定納税の減額申請をすることができます。 第2期分の予定納税の減額申請をする場合は、令和6年11月15日（金）までに「予定納税額の減額申請書」※に必要事項を記載し、所轄税務署に提出してください。 提出後、税務署では、その申請について承認、一部承認または却下のいずれかを決定し、その結果を書面またはe-Taxでお知らせします。 ※「予定納税額の減額申請書」は、国税庁ホームページ（ https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/shinkoku/annai/02.htm ）に掲載しています。 ※予定納税額の減額申請書をe-Taxで提出される方のうち、税務署から送付される減額申請の承認通知書等の「電子交付」を希望した方については、減額申請の承認通知書等をe-Taxにより受け取ることができます。	

予定納税額の納付方法	振替納税	○既に利用されている方 振替日は令和6年12月2日（月）です。 振替日の前日までに預貯金口座の残高をご確認ください。 ※残高不足等で引き落としができない場合は、納期限の翌日から納付日まで延滞税がかかる場合があります。
	その他の納付	○これからご利用になる方 初回のみ、「振替依頼書」を所轄の税務署又は金融機関へご提出ください。 なお、「振替依頼書」の処理には時間を要しますので、早めの提出をお願いいたします。「振替依頼書」は、自宅からe-Taxで提出することができます。詳しくは国税庁ホームページ「振替依頼書及びダイレクト納付利用届出書（個人）のオンライン提出について」（ https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/online.htm ）をご覧ください。 令和6年12月2日（月）までに以下のいずれかの方法で納付手続きを行ってください。詳しくは国税庁ホームページ（ https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/01.htm ）をご覧ください。 ・ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替） ・インターネットバンキング等 ・クレジットカード納付 ・スマホアプリ納付 ・金融機関または所轄の税務署窓口で納付 ・コンビニ納付（バーコード） ・コンビニ納付（QRコード） ※クレジットカード納付は決済手数料がかかります。 ※スマホアプリ納付及びコンビニ納付は納付金額30万円以下に限ります。

問合せ先

住民課住民税係
☎574・2213

▽個人住民税は特別徴収で収めましょう
広報とよころ

議会だより

役場だより